

高次脳機能障害のある子どもに関する 相談支援状況調査報告



国立障害者リハビリテーションセンター
企画・情報部 高次脳機能障害情報・支援センター
研究員 今橋久美子

June.24, 2014

調査概要

- 目的: 高次脳機能障害支援拠点機関における子ども(0~18歳未満: 児童福祉法の対象年齢)に関する相談支援の状況把握
- 対象と方法: 全国の高次脳機能障害支援拠点機関に質問票を配布
- 平成25年1月1日から12月31日までの1年間に受けた相談と支援(入院・通院患者や治療や手術などの件数ではなく、相談支援の有無)について質問した。
- 「子ども」とは、上記の期間の相談時に0~18歳であった者とし、小児期に受傷または発症した成人からの相談は含まない。
- 保護者または子どもに関わる人からの相談を含む。

研究協力者:

新平鎮博 国立特別支援教育総合研究所 企画部上席総括研究員

日下奈緒美 同、教育支援部主任研究員

森山貴史 同、教育情報部研究員

- 回答機関

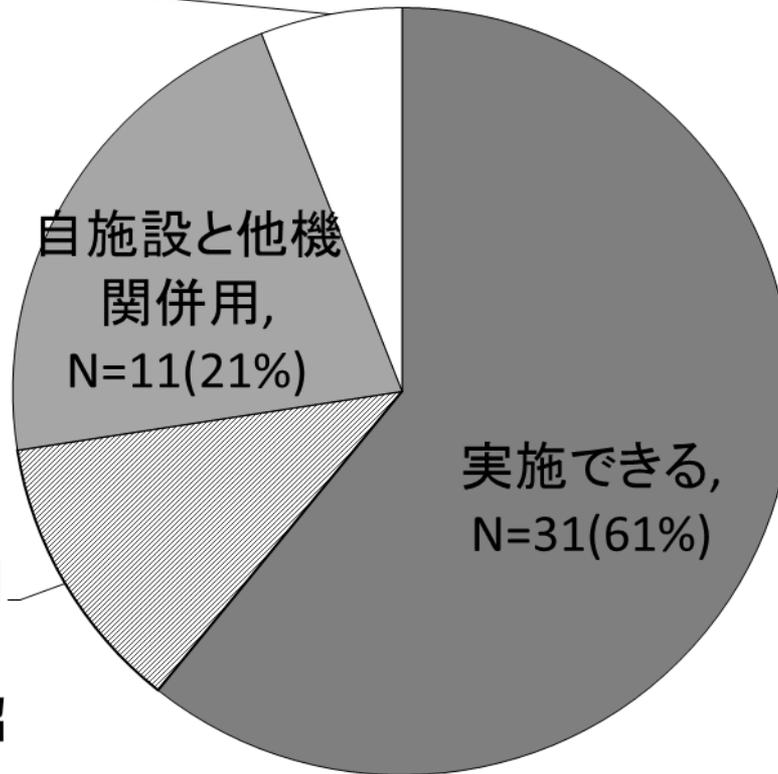
35都道府県(35/47 74%)

51機関(51/70 73%)

1. 自施設で子どもに関する相談支援は実施できるか。 (N=51機関)

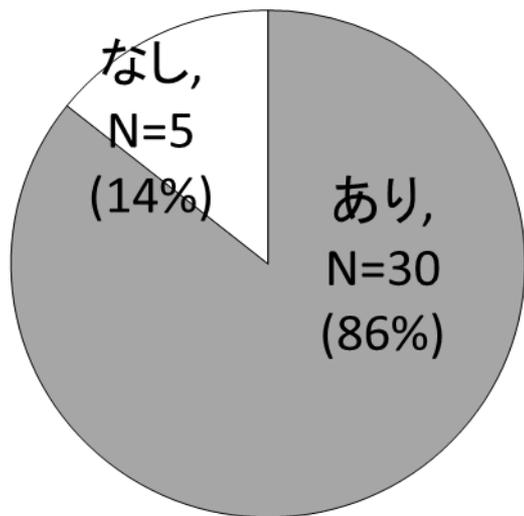
都道府県内に
子どもの相談
支援する機関
はない、また
は不明,
N=3(6%)

子どもの相談
支援機関は別
にあるので、
そこで対応(紹
介), N=6(12%)

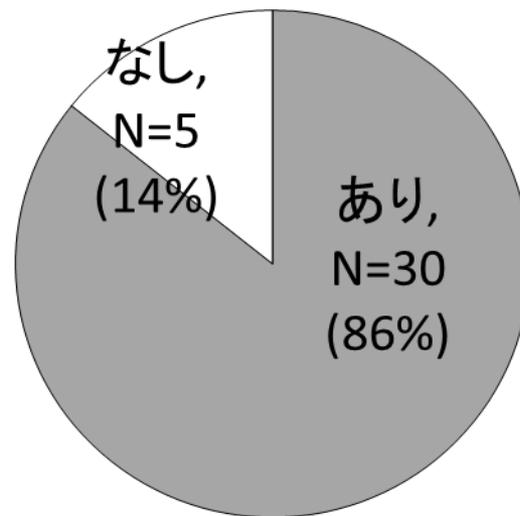


2. 都道府県内に、子どもを紹介できる機関はあるか。 (N=35都道府県)

1. 子どもの診断・検査が可能な医療機関



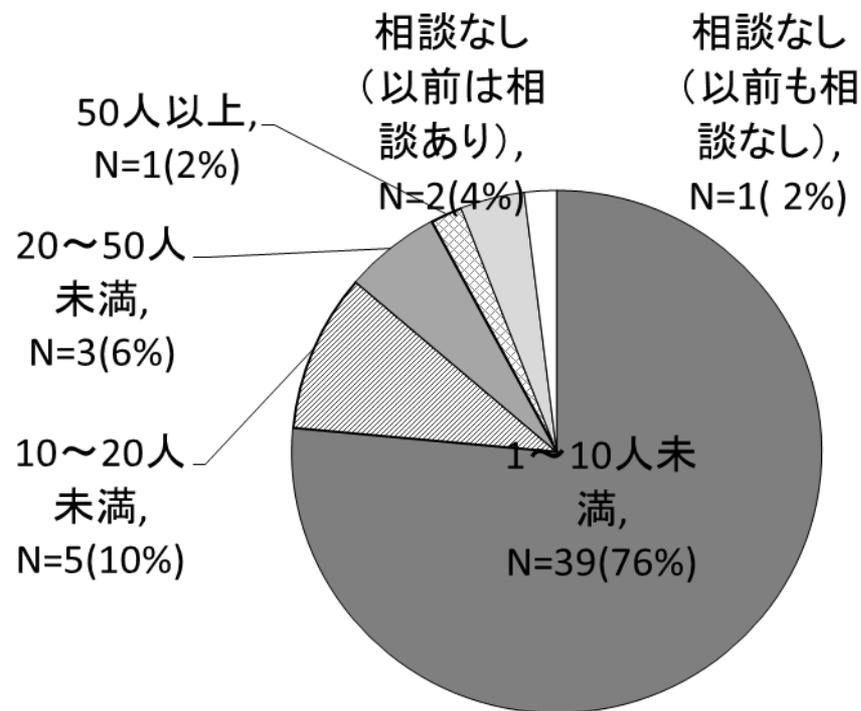
2. 子どものリハビリテーションが可能な機関



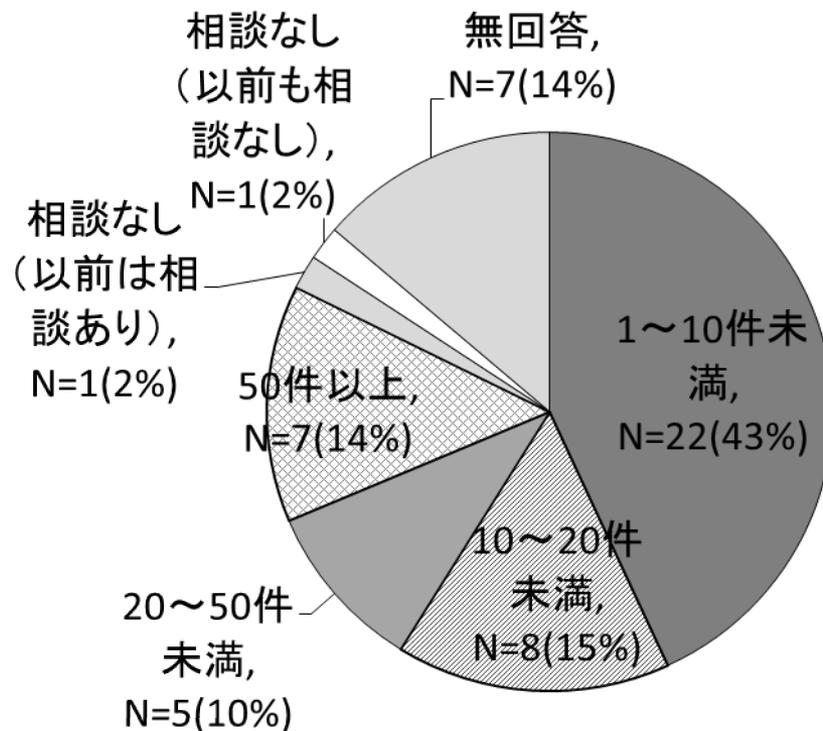
3. 上記いずれもない N=3(9%)

3. 1年間に子どもに関する相談支援はどのくらいあったか。 (電話や来訪など方法は不問) (N=51機関)

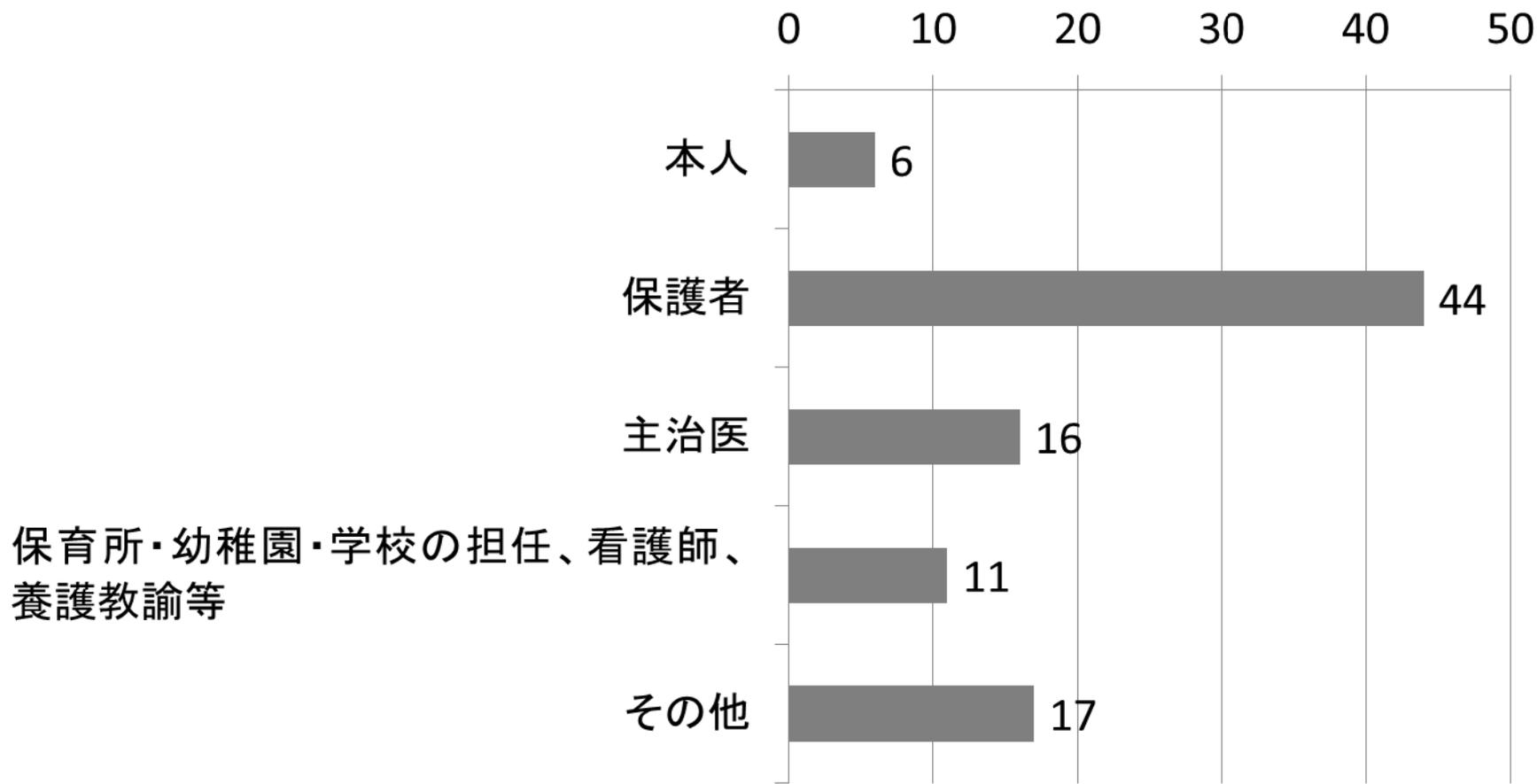
実人数



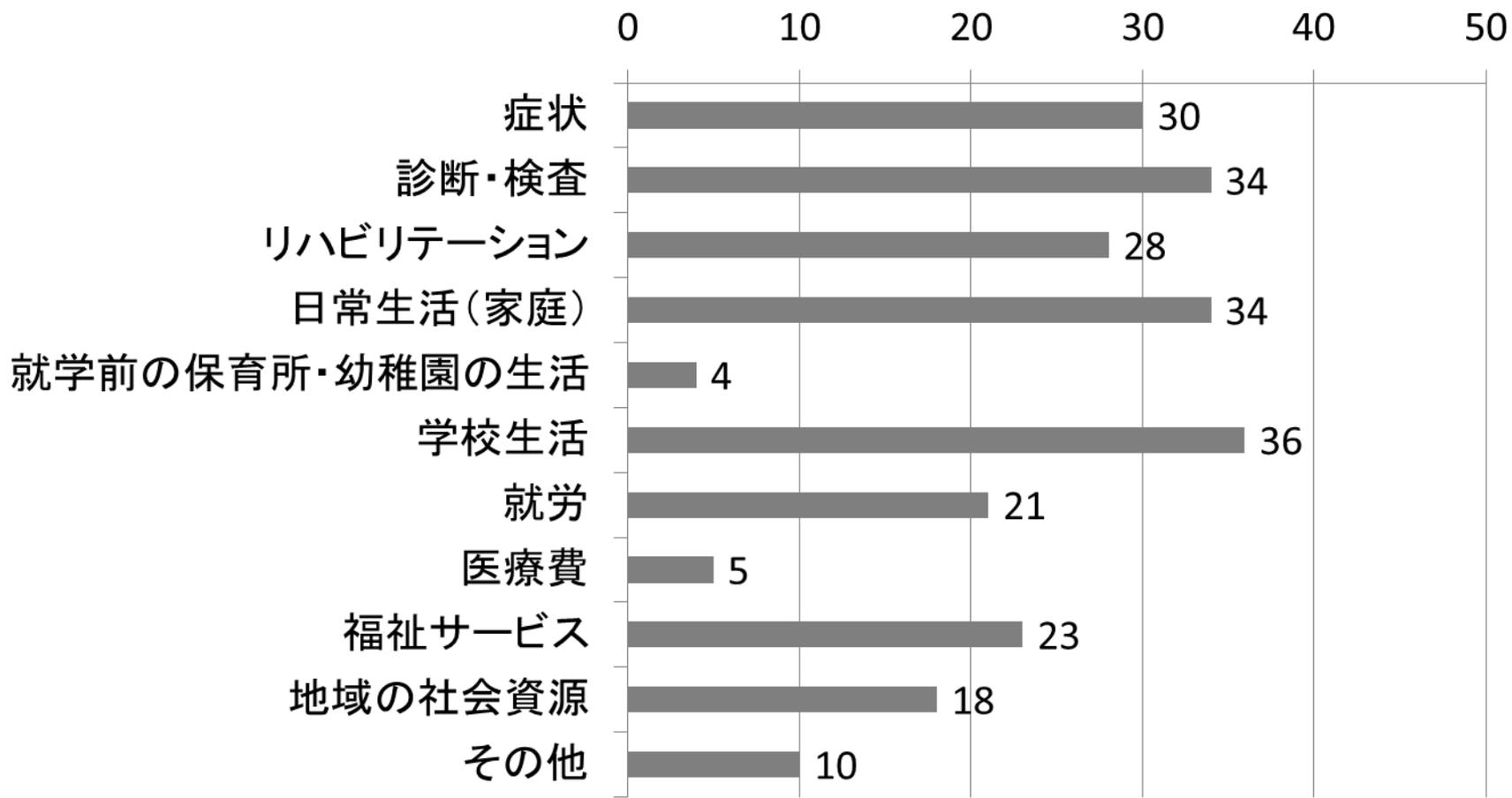
のべ件数



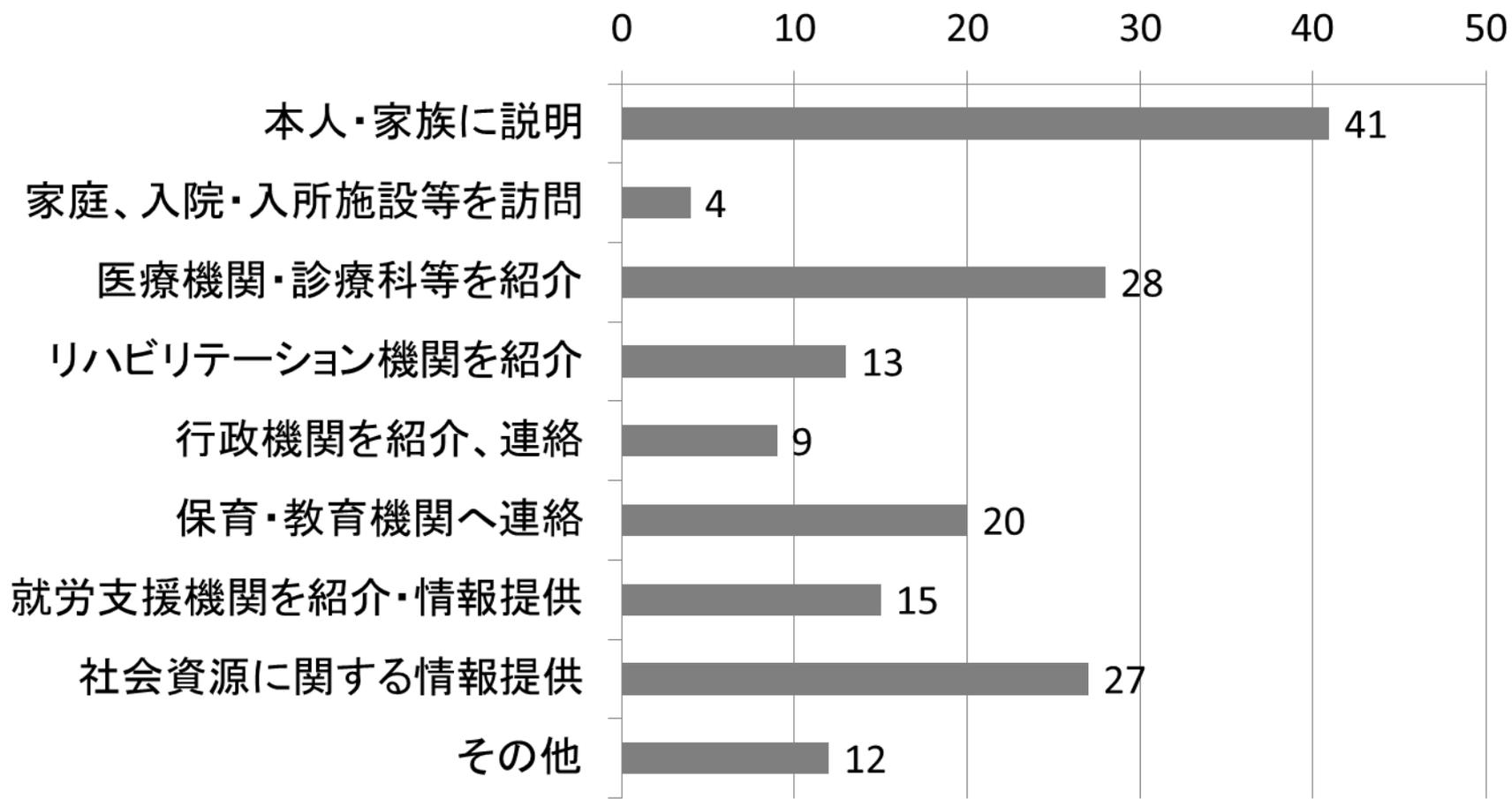
4. 誰からの相談か。(複数回答)



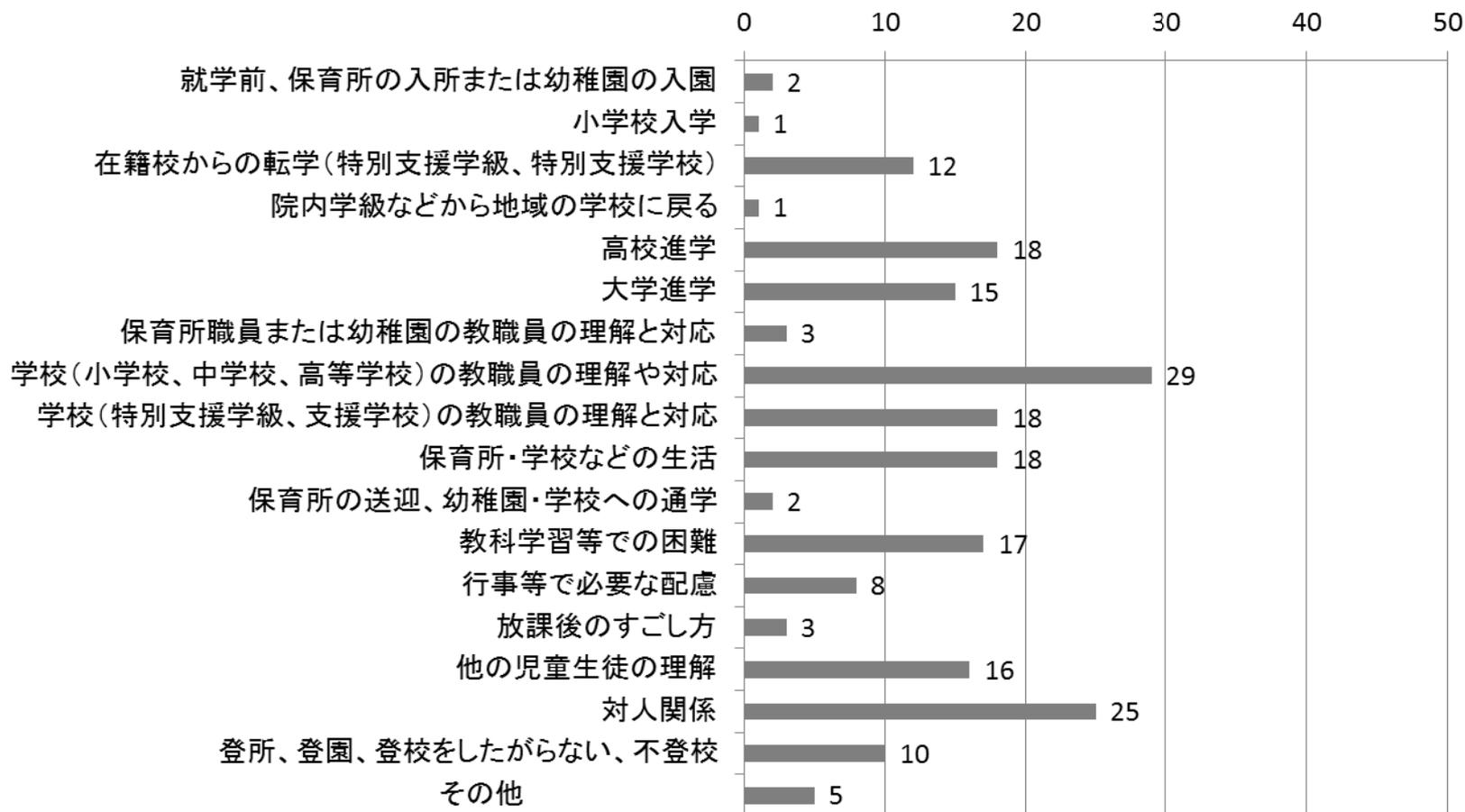
5. どのような相談内容か。(複数回答)



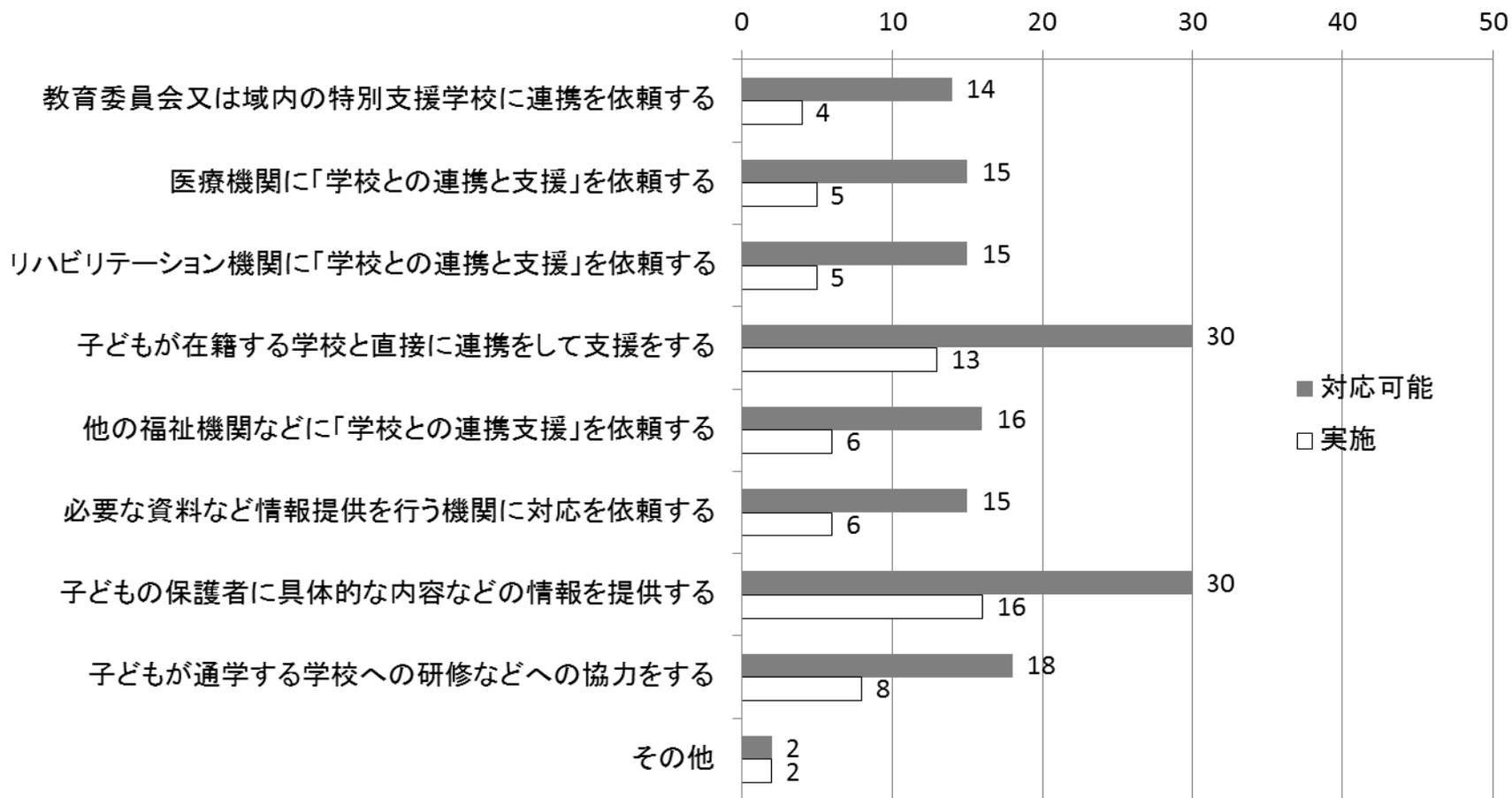
6. 相談を受けて、どのように対応したか。(複数回答)



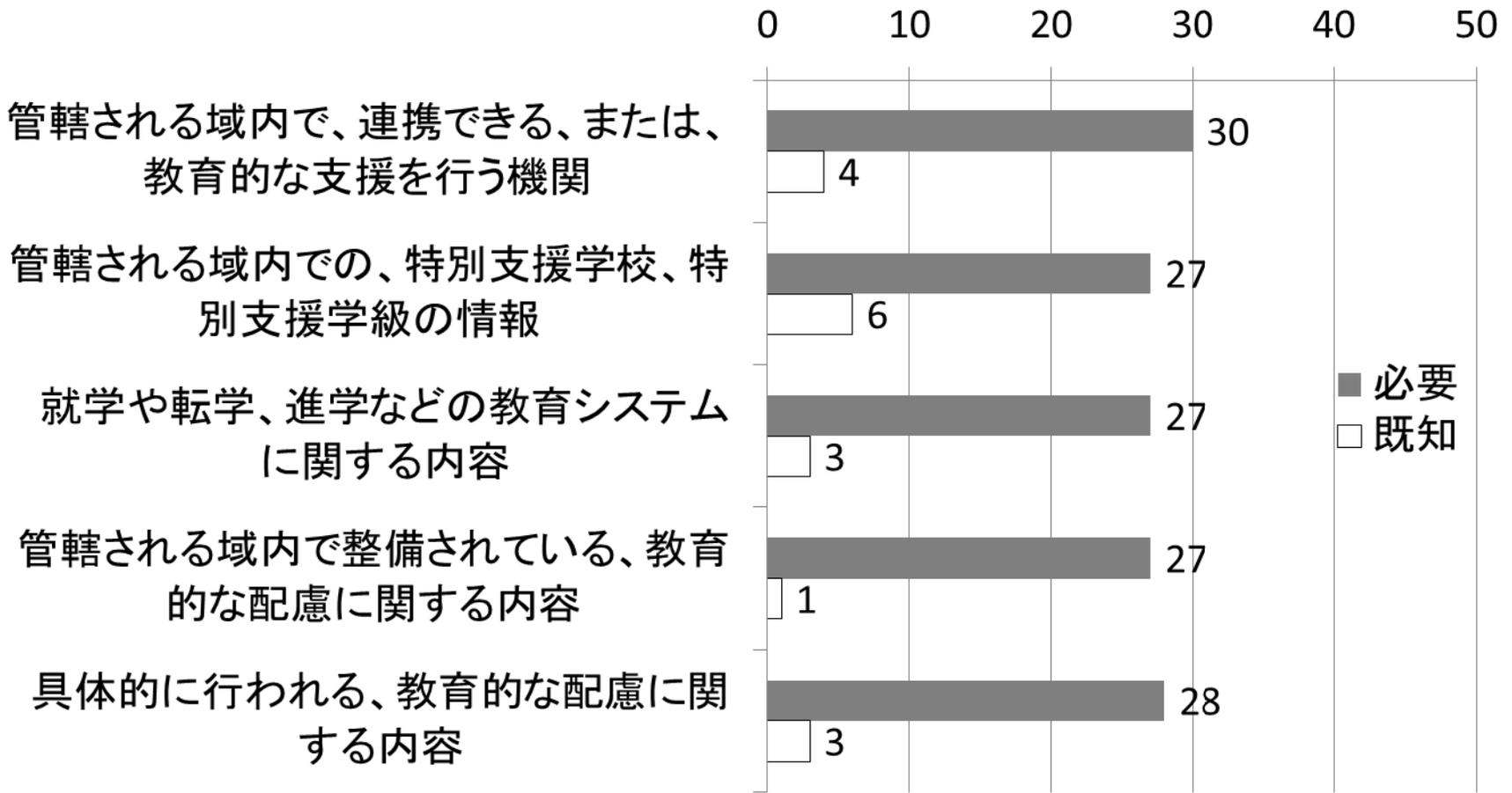
7. 学校・保育所・幼稚園に関してどのような相談があるか。(複数回答)



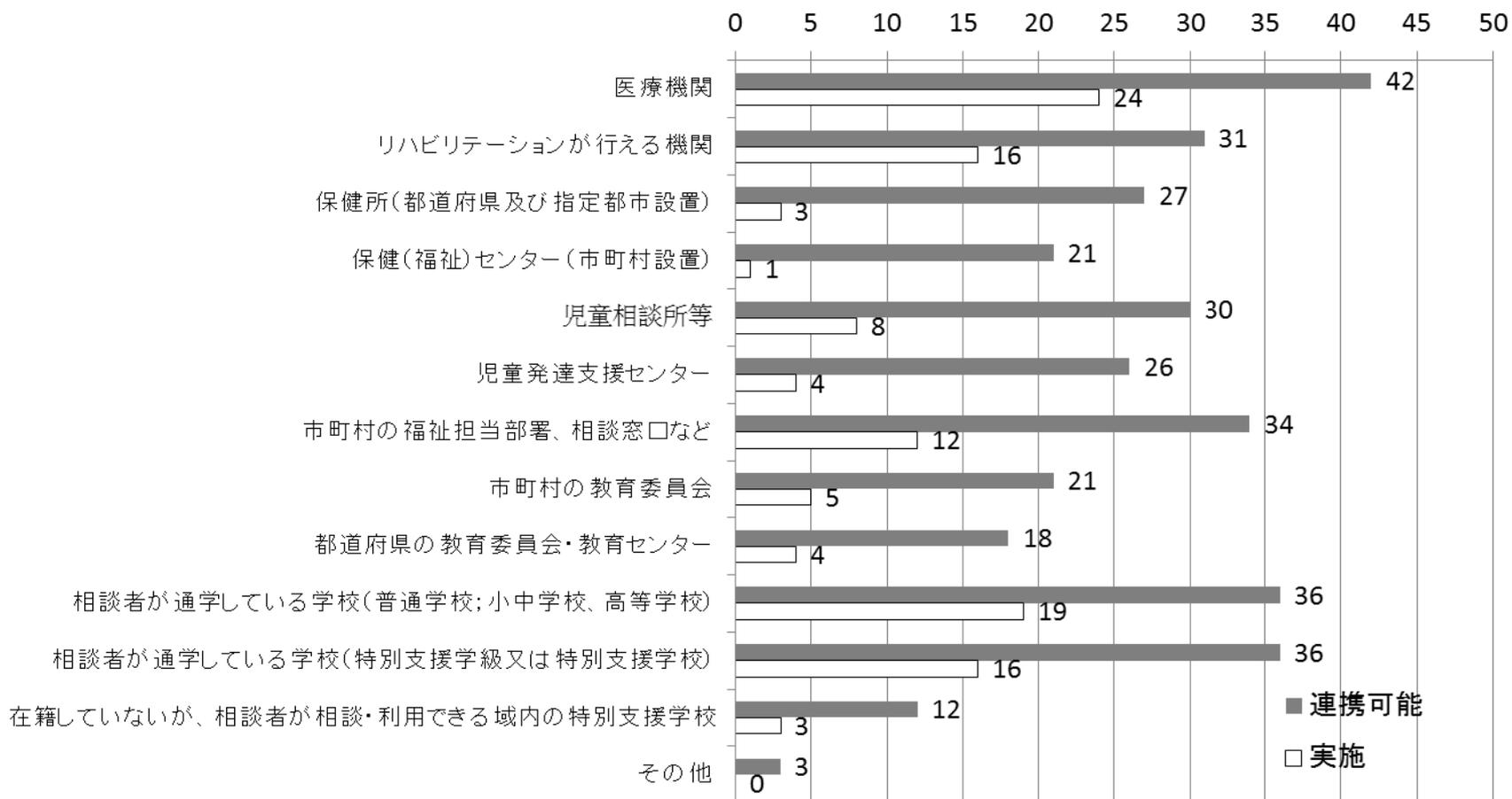
8. 教育的な配慮が必要と判断された場合に、どのような対応ができるか。また、実際に行った対応はどれか。(複数回答)



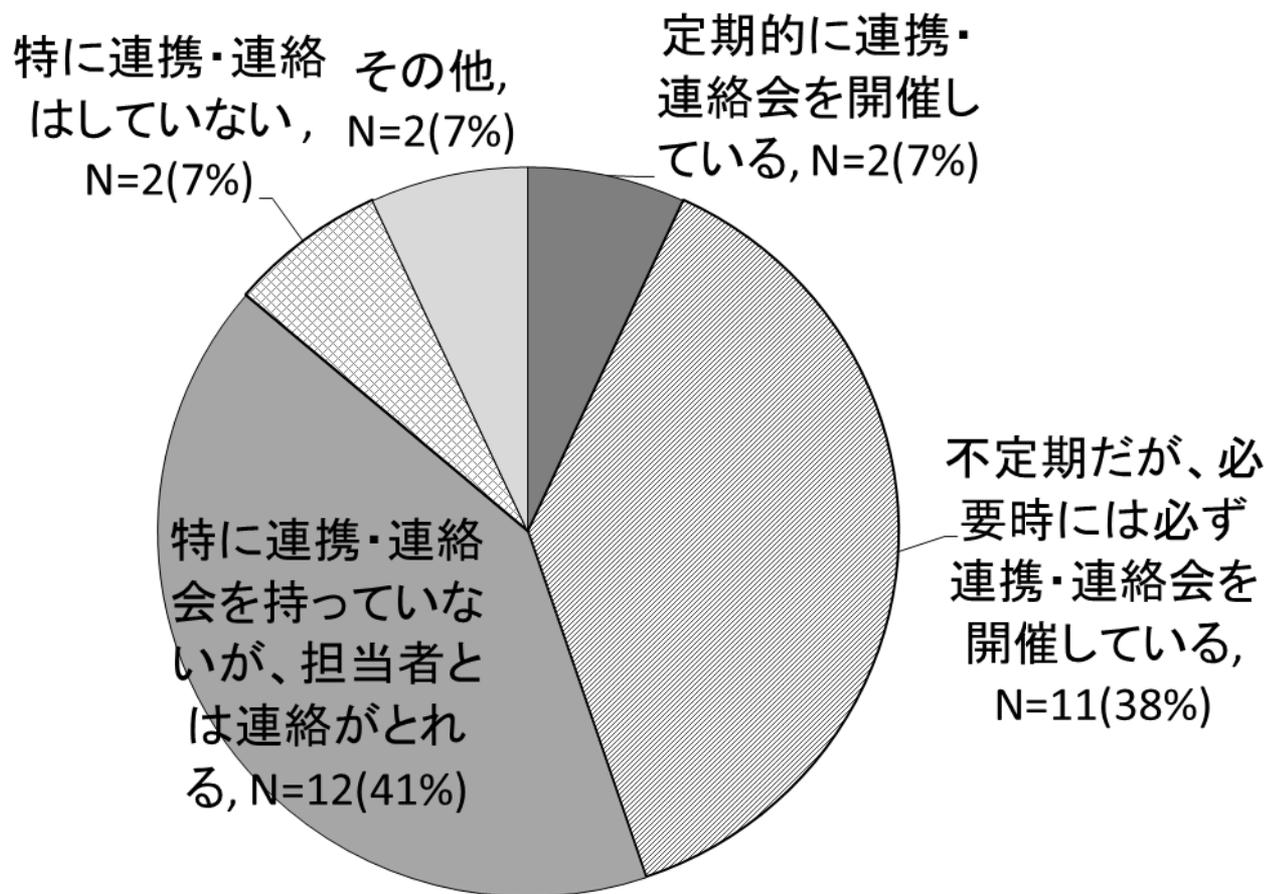
9. 教育的な配慮が必要と判断された場合に、教育に関してどのような情報が必要と思うか。
また、すでに把握している情報はどれか。



10. 子どもに関する相談を受けて、同じ都道府県内で連携又は紹介できる社会資源はどれか。 また、実際に連携の実績がある社会資源はどれか。



11. 教育委員会又は学校と連携した場合の頻度・方法 (N=29機関)



12. 教育委員会又は学校と連携した場合の内容

- 入院中から学校との支援会議開催
(症状の説明と対応・配慮事項)
- 学校からの要請で研修会開催
- スクールカウンセラーやスクールソーシャル
ワーカーとの情報交換
- 支援員導入
- 転学・転籍の支援
- 復学後の助言(成長過程にあわせて)

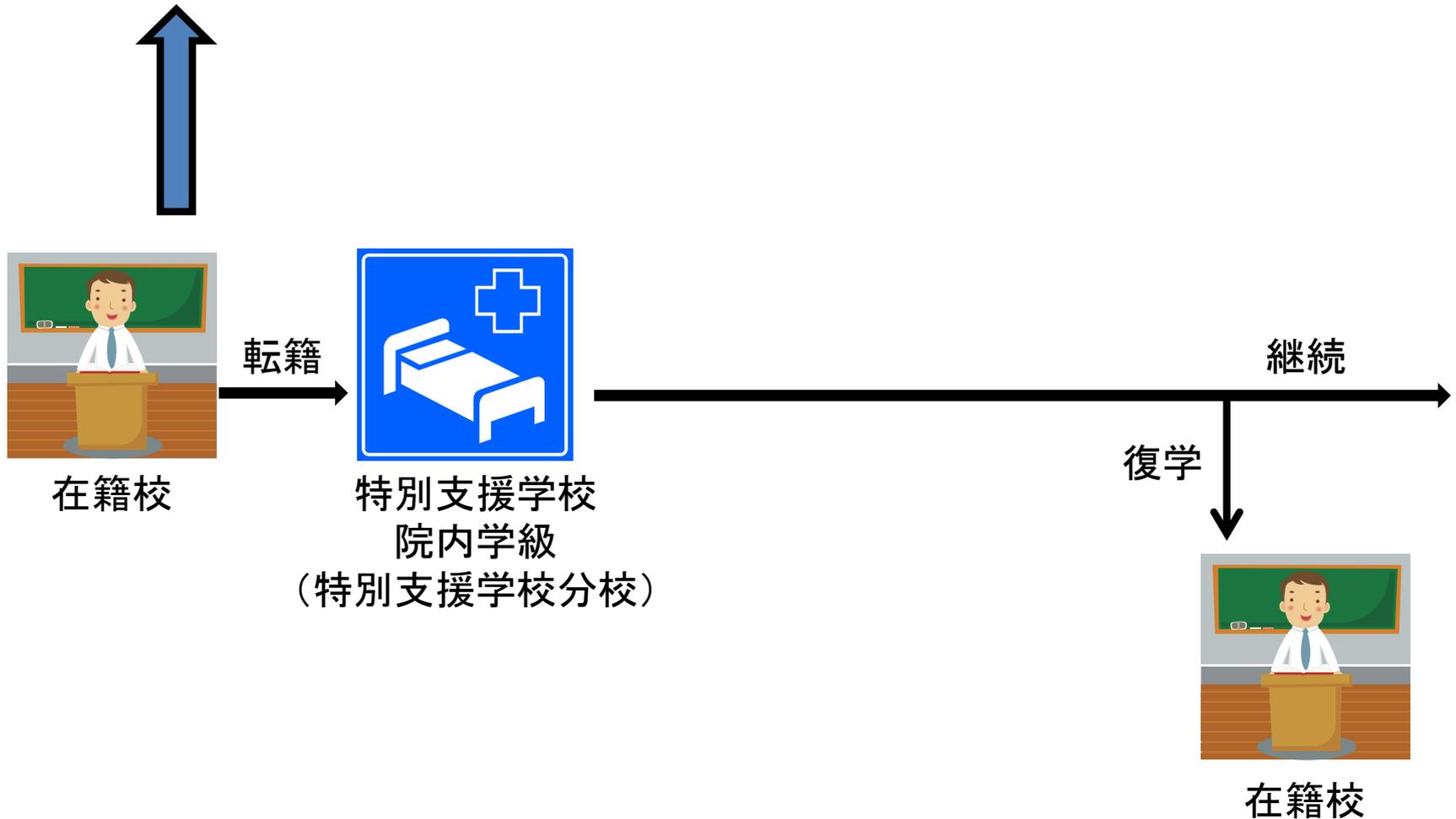
など詳細は別表

調査のまとめ

- 回答した機関の9割以上に子どもに関する相談があり、自施設または同一都道府県内の他施設と連携して対応している。
- 主に保護者から、学校・日常生活、診断・検査に関する相談が多い。
- 学校については、教科学習支援のほか、教職員の理解、人間関係の相談が多い。
- 対応内容としては、本人家族への説明、医療機関、社会資源の紹介が多い。
- 地域の実情に応じて、社会資源を活用しているが、教育に関する情報および児童福祉法に定められた、障害のある児童を対象としたサービス利用は、周知・利用ともに十分に進んでいない。

教育の保障

発症→診断・治療→医療リハ→退院→就学・復学



先進県の支援体制(千葉・神奈川)



入院中に特別支援学校に転籍

医療福祉と教育との連携推進



療中の子供への心のケアが重要となっている。また、中枢神経系の感染症、頭部外傷、脳血管障害、脳腫瘍術後等には、原疾患の治療終了後に高次脳機能障害が残ることがあることも分かってきている。高次脳機能障害の子供への指導に当たっては、障害による認知や行動上の特性などを理解するとともに、障害を受ける前にできていたことができないといった悩みなどを抱えていることがあるので、そのような場合にも、心のケアを心がけつつ指導することが求められる。

↑ 特別支援教育について
(文部科学省教育支援資料)「5. 病弱」の項に
「高次脳機能障害」が初めて明記された。(2013)

↑ 支援冊子: 病気の児童生徒への特別支援教育
～病気の子ども理解のために～
高次脳機能障害編(2013)

http://www.zentoku.jp/dantai/jyaku/h25kouji_nou.pdf

連絡事項：休職中の就労継続支援B型（非雇用型）の利用について

16 就労継続支援B型（非雇用型）

- 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、通常の事業所に雇用されていた障害者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

【対象者】

- 就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者。具体的には次のような例が挙げられます。
 - (1) 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
 - (2) 就労移行支援事業を利用（暫定支給決定での利用を含む）した結果、B型の利用が適当と判断された者
 - (3) 上記に該当しない者であって、50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者
 - (4) 上記に該当しない者であって、地域に一般就労の場やA型の事業所による雇用の場が乏しく雇用されること又は就労移行支援事業者が少なく利用することが困難と区市町村が判断した者（平成24年度までの経過措置）

現在の雇用関係の有無によらず、事実上働くことが困難という解釈であり、B型の利用を妨げない（＝利用可能である）